

乾隆時代下級滿洲貴族の地産と人丁

——「大爺得分屯中差租地畝京内屯中北寨關東

等處人丁地畝總冊」という史料について——

村 松 祐 次

一 開 題

自分がかつて雍正時代の旗莊の年収入の記録簿である差銀冊檔、租銀冊檔等の史料を紹介して、清代の王公勳藉の保有した旗地財産に、差地と租地との區別があつたこと、差地が滿洲人による漢人の政治的支配開始を契機に、特權身分の象徴として皇帝から割宛てられたいわゆる原額地を中心とするものであるのに對して、租地は明以來の漢人社會の土地私有慣行、土地自由賣買慣行を受けついで、他から購入蓄積せられ、他へ小作貸付せられた土地であること、當然にこれらから旗産所有者が期待しうる収入の質量にも、それなりの相違のあること等を明かにしようとした^①。又清代の内務府皇産、つまり宮廷の直轄莊園についても初步的な研究を行つて、そこにも重要な土地の二種目として、内務府三旗銀兩莊頭處の納銀莊と、内務府會計司所管の糧莊とがあり、前者が帶地投充等によつて來歸した漢人土地所有者を莊頭として、年々銀の一定額を納付せしめる他、土地の直接用役には介入關知しない趣旨のものであつたのに對し、後者はすくなくとも當初は、これに人身隸屬關係を伴う壯丁を配置し、壯丁には土地・牛・種子・房屋・口糧・器皿等の一定量を割宛て、宮廷の需要を直接充足するための實物定量納入を義務づける性質のものであつたことを指摘した^②。

どうも清代の滿洲人支配者の特權的土地所有には、占圈や投充によって奪取した漢人私有地又は舊漢人所有地を、ねらいとしては自給自足的な滿洲人莊園の中に組みこんで、不斗入化してゆく形のもと、市場における土地の賣買典質や時に投充的な經路を経て、土地を私的に蓄積し、これを民間の地主小作人制に似た形で出佃して、小作料收取の源泉としたものと二通りあったようである。滿洲旗人の旗地所有および旗地經營については、市場的な感覺や價格經濟的な計算の細緻さにおいてすぐれた、漢人からの競争に耐え切れずに、滿洲旗人は急速に窮乏化し、旗地の地權も喪失して行ったというのが従來の通説であり、又一般的傾向として、そのような動きが見られたこと、特にそれが滿洲朝廷の立場からは、重大切實な關心事として問題視せられたこと、それにいささかの疑もありえないが、しかし滿洲旗人の全てが一路同じ悲境に沈んで行ったかと言えば、必ずしもそうでない場合もあったであろう。滿洲旗人の範疇の中にも、地位の高下や所得の大小に基づく、階層的隔差があり、大勢としては莊園地は私有地化し、旗地は陞科せられ、旗人は窮乏し、地權は漢人地主や漢人官僚の掌中に移って行ったにせよ、これに對する抵抗には、階層ごとに強弱の差がありえたのだと思う。すくなくとも戰士であるとともに部族民であり、遼東進出後は漢人奴隸と土地とを與えられる特權身分であった旗丁が、本土に入ってからには下級軍官として安月給取になって行った場合と、關内に入っても多少まとまった土地の配與を得て、その封領化の上に優雅安逸の生活を設計できた滿洲貴族の場合とは、大きな相違があったであろう。そしてその貴族にもまた所領の大小や、北京からの遠近や、差租徵取力の大小によって、大幅な上下の層差があったはずであると思う。

しかしそのように言うためには、實はもう少し史料的な研究が進められなくてはならぬ。旗人のさまざまな階層につき、その収入や支出や生計の構造が、具象的に問われ明らかにせられなくてはならぬ。以下に紹介しようとする一史料「乾隆三十五年二月 日立 大爺得分屯中差租地畝京内屯中北寨關東等人丁地畝總冊」^⑥は、ある面でこれらの要求に應えるものである。そこにいわゆる「大爺」が誰だったのか、どのような經歷と地位の人だったのかは分らぬ。彼がその附近に屯中の人丁や地畝を相續した、固安、永清、涿州、大興その他の地方志に當って見たが、彼のアイデンティフィケーションを

示す記事は見當らなかつた。しばらく大爺xとしておこなうてはならぬ。しかしこの點を除けば、この史料は先ず彼の「得分」財産、およびその「得分」人丁の、乾隆三五年（一七七〇）における、北京・京畿・北寨・東北等の諸地點にわたる、網羅的目録なのであって、旗人の特権的收入、およびその基礎源泉になる土地・勞働力保有構造の、すくなくとも一例をかなりくわしく、かつはつきりと示している。後述するところから細部的に明らかにせられるように、大爺xの家は合計八、七七〇・〇畝の土地を畿輔と關東（東北）とに分散してもっている。八千七百畝という土地所有の規模は、今まで自分が取上げた二つの皇・旗產事例のどちらに比べても、はるかに小さい。それは畿輔・盛京・錦州・熱河・歸化城その他の土地を合計すれば、嘉慶會典に三・七百萬畝、光緒會典に三・三百萬畝と見え、民國四年（一九一五）付の畿輔の皇產地畝冊の、殘存冊數三三冊に載せられた分だけでも、一三萬畝以上になる天子の莊園より小さいことは勿論、雍正年間の滿洲王侯の租差地所有の一例として、自分がかつてこれにふれたものの規模、租地二〇、六七八畝、差地七七、二八五畝、合計して九萬七千畝ほどに比べても、その十分の一にも足りない。^⑤大爺xは滿洲貴族の一員ではあつても、その所屬階層はごく低いものであつたと見てよい。そのような滿洲下級貴族であつた大爺xは、この場合どのような所得と、その源泉とをもつていたであらうか。

二 大爺xの得分財産の構成

史料「總冊」（以下こゝろ略稱する）の記載には丁順を追つて、次のような諸事項がふくまれている。

- (1) 差地合計一七頃四七畝の、九人の受領者に対する配分面積、その差銀または差錢負擔額（一丁a—二丁a）
- (2) 租地合計五五頃八〇畝五分が、六九地點に分散した所在村名と、個々の地片の面積、その租銀または租錢額（二丁a—六丁b）

- (3) 一五口合計三頃二畝五分の賞得收地（後に立かえてつる）の所在地點、面積、被賞與者名、および銀または錢

の應得租額^⑤（六丁b—七丁b）

(4) 房屋・屋基の所在地點、間數、および租錢額^⑥（八丁a）

(5) 京内當差人口一三戸、四八人の戸別の家族構成、男女成員の名、（恐らく乾隆三五年における）年齢、およびその後の死没者を示すらしい追記^⑦（八丁b—九丁a）

(6) 固安縣等の「屯中」人丁、一四戸、八二人の、居住村名、戸別家族構成、個々の成員の名、間柄、年齢、および死没を示すらしい追記^⑧（一〇丁a—一四丁a）

(7) 二戸、合計九人の北寨村人丁の、戸別家族構成、成員の名、續柄、年齢、死没を示すらしい追記^⑨（一四丁b）

(8) 錦州等六地點、合計九戸、七五人、保有地一九〇日に上る關東人丁の、戸ごとの所在地點、差地保有面積、差銀額、家族構成、成員の名、續柄、年齢等（一四丁a—一七丁b）

つまり大爺xの土地財産には差地と租地とがあり、租地の一部は賞得收地として看取や撥什庫や寡婦や僕婢に賞與せられている。差地からは差銀・差錢を、租地からは租銀・租錢を徴取する。賞得收地の「應得租」は、被賞與者が私收しえたのではないかと思われる。人口には大きく分けて、「京内當差」の人口と、河北省固安縣附近の「屯中人丁」、北寨村人丁と、錦州その他東北にすむ關東人丁とがある。いずれも壯丁年齢の男子だけではなくて、已故者やその妻や戸主の妻子や兄弟やその妻子をもふくめて、老幼男女ともに記録せられている。この内關東、つまり東北地方の人丁については、戸ごとに保有地に關する記載（「無地」をふくむ）があり、屯中・北寨の人丁については、後述するようにあるいは差地を割宛てられたり、あるいは賞得收地を與えられたりしているのに、「京内當差」の人口というものについてだけは、土地に關する記載が全く缺けている。彼等が「當差」し、同時に生活したのは、大爺xの家内においてであったのか、それともそれぞれ旗務を割宛てられて下級官吏として服務し、従って俸給として錢糧を與えられて、これによって衣食したのか。一三戸四八人の京内人口が、全て大爺の家内に留められたことはありそうもないから、一部はすくなくとも後者であった

第一表 大爺得分地畝構成^⑤

地種	面積	百分比	分割口數	一口當りの規模
差地	1,747.0 <small>畝</small>	19.9 <small>%</small>	9	194.1 <small>畝</small>
租地	5,580.5	63.5	69	80.6
賞得收地	302.5	3.5	15	17.7
關東人丁地	1,140.0	13.1	9	126.6
合計	8,770.0	100.0	102	85.8

その一畝當りの租・差額を比較した第二表である。大爺 \times は八、七〇畝に上るその保有地から、銀で約二二〇兩、錢で約九五〇吊、合計して銀で一、二〇〇兩ほどの収入をえていた。個々の地目の租・差額のそれぞれについてはまた立返つてふれることにして、この表を見るためには是非必要な當時の銀錢比價は、銀一兩が錢九五〇文に當り、趨勢としては銅錢の騰貴がやがて問題視せられる時期だ

ろう（これについてもなお後述する）。いづれにせよ右に略記したように、 \times 家は東北地方にも畿内にも北京にも人丁・人口を支配し、又土地も關内・關外にわたり、保有していたのである。これを一表にすると上の第一表のごとくなる。

合計八、七七〇・〇畝の所有地の一三・一%が東北地方にあるだけで、八六・九%は山海關以内の中國本土にある。つまり侵入して漢人から奪取した土地である。そしてその八六・九%の内、差地、つまり原來は公的な配慮に基づいて大爺 \times の家に割當てられ、従つて又旗下の當差人丁に再割當てせられた土地は一九・九%を占めるだけで、他の八〇・一%、全體の六三・五%は私的な地主土地所有に似た點の多そうな、租地だったのである。

それぞれの地目や、定着地點ごとの人丁、人丁と土地保有との關係等につき、もしし立入つた觀察をする前に、なお一つだけ一般的な表を掲げておこう。各種地目からの収入、

第二表 畝當の租差額

地目	面積	差・租額	畝當
差地	銀差	143.000 <small>兩</small>	0.156 <small>兩</small>
	錢差	110.000 <small>吊</small>	0.132 <small>吊</small>
租地	銀租	38.646 <small>兩</small>	0.019 <small>兩</small>
	錢租	759.130 <small>吊</small>	0.212 <small>吊</small>
得收地	銀租	10.660 <small>兩</small>	0.159 <small>兩</small>
	錢租	78.732 <small>吊</small>	0.357 <small>吊</small>
關東地	銀差	27.000 <small>兩</small>	0.237 <small>兩</small>

*⑤を見よ。

ったことだけを附記しておく。

三 差地と租地、租銀・錢、および差銀・錢負擔

第一表に示したように、大爺×の所領の面積にして八七%は關内にある。そしてそのまた八〇%近く(總計の六九・六%)は租地、二〇%ほどが差地である。この差地と租地とは、どのような地目で、どちらがうのか。史料「總冊」に記載されるそれ方について言えば、そこに見られるはつきりしたちは、差地が常に特定の人名を伴ない、差銀・差錢收入の源泉として現われるのに、租地は人名をとまわずに、地名とともに簿上に記され、租銀・租錢收入の源泉になっているだけだということである。

第三表 史料「總冊」に見える差地と差銀負擔

當差人名	面積	差銀・錢	尙當差額
代四達地	265.0	30.00 ^兩	0.113 ^兩
尙三達子地	450.0	80.00 ^兩	0.177 ^兩
芦思讓地	832.0	110.00 ^吊	0.132 ^吊
王有知地	30.0	6.00 ^兩	0.200 ^兩
薛三達子地	30.0	6.00 ^兩	0.200 ^兩
尙狗兒地	30.0	6.00 ^兩	0.200 ^兩
房二格地	30.0	4.00 ^兩	0.133 ^兩
尙偏兒地	40.0	6.00 ^兩	0.150 ^兩
王登科地	40.0	5.00 ^兩	0.125 ^兩
計・平均	1,747.0	259.00* ^兩	0.148* ^兩

*⑦を見よ。1戸當り平均差地面積は194.1畝

先ず差地についての「總冊」の記事を表式化すると、第三表のごとくである。土地はすべて代四達(子)地とか、芦思讓地とか、特定の人名とともに現われる。所在地の記載はない。當差人一人當りの土地の面積には、(一) やや大きい面積(二頃から八頃以上に及ぶ)の、その大きさに規則性のないものと、(二) 面積がずっと小さくて、三〇畝とか四〇畝とか、規格化された土地の一定分量を、給された結果ではないかと思われるものとの別がある。大爺から差地を受領している者にも、階級差や機能差があったのであろう。それは自分がかつて扱ったこれよりも規模の大きな王公らしいものの旗地所有の場合にも、やはり差地には面積が大きくて不安定な庄頭地(頭等・二等・三等

第四表 史料「總冊」の租地・賞得收地とその租銀負擔

地 種	面 積	租 銀・錢	一畝當租額
錢 租 地	3,538.5 ^畝	759,130 ^吊 130 ^兩	0.212 ^吊 兩
銀 租 地	2,024.0	38,646 ^吊	0.019 ^吊 兩
賞得(錢)收地	220.5	78,732 ^兩	0.357 ^兩 兩
賞得(銀)收地	67.0	10,660	0.159
合計・平均	5,850.0	837,862 ^吊 931,266 ^兩 49,306	0.159 ^吊 (0.151)*

* 1兩=950文として換算。換算率につき⑩を見よ。

・錢糧等庄頭地)や、園頭地(菜・瓜・菓園頭地)とならんで、灰軍・炭軍・炸軍等の軍丁地がふくまれ、これらは一丁當り三五・〇畝というような比較的小さい、しかしきちんと齊一な面積を劃一的に配分されていたことを想い出させる。⑩

差銀・錢の一畝當り平均は銀で〇・一四八兩、錢で一四〇文ほどになる。當時の米價を一石一、五〇〇文内外とすれば、これは一斗ほどに當る。北部中國の土地の生産性の低さを考慮に入れても、小作料の水準ではなく税の水準であると言わなくてはならない。平均において低いはかりでなく、當差人によってかなりの幅の高下があるが、その最高の場合(例えば第三表における薛三達子、尙狗兒なぞの場合)を取っても、地主私有地の小作料の水準から見ると、ずっと低くて、そこに大きな隔差がある。⑩

租地についてはどうであろうか。大爺又は畿内に合計六九地片の租地をもっている。この他に一六地片、元來は租地だった所が賞得收地として、家人・墓守その他に賞賜せられている。先ずその租銀負擔であるが、錢租地・銀租地、賞得收地にまとめて、面積、租銀錢の合計額、およびその畝當平均額を示すと、第二表と一部重複するが、上の第四表のごとくになる。

租地を多少とも民田の小作地に近いものと考えれば、租負擔は差負擔より重くてよさそうに感ぜられる。しかし第四表の示す平均、銀で〇・一五九兩、錢で一五一文は、實物にして米一斗内外にしか當らず、第三表の畝當平均差額に比べても、ほんの僅かに重いだけである。しかしこれは第四表に示すように、そこに例外的に租率の低い地目(銀租地)がふくまれているからで、又その銀租地の租率がひどく低くなっているのは、その一部に又例外的に租率の低い租地片(例えば

南黄堡の一八頃の租地、租銀額三兩六錢という(とき)がふくまれているからである。他にも関連するから、この租地片の前後敷地片についての「總冊」の記事を次に引いておく。^⑧

獨流地三畝自三十四年秋後作起至三十九年秋後爲滿

租錢一吊二十文

練庄地一頃

租錢十二吊

南黄堡地十八頃自三十四年秋後作起至三十九年秋後爲滿

租銀三兩六錢

強村地三畝

租銀四錢五分

孔家庄地三十畝

租錢九吊六百文

のごとくである。一八頃で租銀三・六兩といえば、一畝當りでは〇・〇〇二兩にしかならぬ。「總冊」の誤記かも知れぬ。この敷地片の他のものを通観しても、獨流地が〇・三四〇吊、練庄地が〇・一二〇吊、強(張)村地が〇・一五〇兩、孔家庄地が〇・三二〇吊で、地味その他によるばらつきはあっても、みな錢にして百數十文以上である。このひどく租率の低い事例を別にして、租銀地の面積および租額を集計すると、二二四・〇畝對三〇・〇四六兩になって、畝當租額は〇・一三四兩になり、又租地全體の畝當租平均も、〇・二二九兩(〇・二一七吊)となる。この方が個々の地片について試算してたしかめた租率の實狀に近い。

別の拙稿で取扱った雍正の取租冊檔の場合の、租額の畝當平均は〇・一二八兩、差額のそれは銀庄や菜瓜園について〇・〇七三兩、軍丁地について〇・〇六四兩であった。^⑨この場合にも差より租の方が少し高い。しかしそのいづれの場合でも、高いと言っても程度の差で、民地の小作料から見れば、ほとんど十分の一に近い低さである。やはり旗産に包含せられることによって、地丁・漕糧の正規・追加の負擔をまぬかれれば、帶地投充を敢てする採算が取れたのであろう。又

租地の小作人は、自身で直接耕作しなくとも、これを轉佃して十分な利幅の第二次小作料を中飽しえたはづだと思ふ。

そのような轉佃小作人について、何分民田の小作料率と官旗産の租率との間には、大きな隔差があるのであるから、當然彼らの租地との關係は、田面權的な權利に昇華し、彼らは當然に永佃者身分を取得したものと考えられる。ところが「總冊」にはこの見地からすると、一寸戸惑いを感じさせる記事が見出される。右に引いた獨流その他の租地についての記事の面積の下、租額の上に見える細字の記入、「自三十四年秋後作起、至三十九年秋後爲滿」とあるものがこれである。これによれば明らかに、これらの地畝の佃作の期間は、五年を限って契約せられたのである。同様の註記をつけた地片は全部で六九口の内二一口、つまり全體の三分の一近くもある。決して例外的な事例などではない。又その内の一事例の場合には、

團亭地八十四畝此地内作地三十三畝、自三十四年秋後作起、至三十九年秋後爲滿 租錢三十七吊八百文。

とあって、一地片の一部につきこのような期限がつけられている。それが契約の結果であることを示すものと言えよう。しかしこれは永小作權の田面權的なものへの固定化を否定するものではなく、むしろそれを前提にして田面の貸借賣買の行なわれたことを示すものであろう。東北でも、永小作人身分は田面權的なものに合理化されて、旗地小作人の權利が期限つきで賣買されるといふ段階まで、進んでいたようである。

四 差地・租地と人丁

所で差地が第三表に表示したように、大小の地片に分れて、はつきり姓名の記録された當差人や軍丁に與えられているのと比較すると、租地の場合には所在地の村名と収入額が記録されるばかりで、誰に出佃されたのか、どんな用役に供されていたのか、全く分らない様な形式になっている。租地といっても旗地の一部であるからには、その小作人と大爺との

第五表 「總冊」に見える租地の所在

村名	地片數	面積	村名	地片數	面積
○張柳	1	220.0	北黃堡	3	25.0
化源	1	53.0	魏村	1	12.0
○西里	1	8.0	沙口	1	134.0
壘客	1	33.0	○永清黃堡	1	13.0
○白曲	1	18.0	韓各庄	2	30.0
河由	1	20.0	外郎城	1	14.0
○公各	6	147.0	養八庄	1	318.0
○朱西	1	5.0	魯相村	1	319.0
長丈	1	11.0	○董橫	2	795.0
○馬村	1	10.0	○吳家	1	16.0
○馬公	1	66.0	北南齊	1	14.0
團家	1	2.0	○吳北南	1	45.0
孔家庄	6	149.0	白尺	1	21.0
○彭林	3	101.0	柳丈	1	20.0
○柳流	2	15.0	北煎鹽	2	10.0
○濁練	2	56.0	○方家	1	14.0
南黃堡	1	5.5	○石家	1	6.5
○強村	1	100.0	○西胡	2	6.5
丈房	2	1,800.0	○西胡?	1	26.0
	1	13.0		1	46.0
	1	110.0		1	3.0

* ②を見よ。

間には、ある人身的なつながりの永續性が期待しうるだろうと考えても、前節の末尾で指摘したように、有期契約方式の侵透を示すかのような記事もあって、乾隆時代すでに封建的な官旗産の制度は、はげしく外からの土地私有や自由處分制の影響をうけていたことを示している。つまり旗産でも租地になれば、急速に差地が元來ともなっていたはづの人丁身分の封鎖性を、失いつつあるのである。しかしそれにしてもそれはやはり民地ではない。たとえ一部に租地の受佃者たるの地位が一定期限有償で讓渡される場合があっても、全體としてははまだそこに人身的な、制約||保證關係の存續を豫想しなくてはならぬであらう。

そのこととも関連して、租地の地理的な分布を問題にして見よう。くり返して言うように、租地片は村名と租額とを伴って、「總冊」に記載されている。試みにその村ごとの地片數と租地面積とを一表に見ると、上の第五表のようになる。

租地というものが随分分散的な構造をもつものであったことは、第五表を一瞥するだけで明かになる。稀には一ヶ村に一、八〇〇畝(南黃堡)とか、七九五畝(董相庄)とかいう例も見えるが、一〇畝、二〇畝、中には二畝とか五畝とかの地片一つだけの村も方々に見つけられる。

第六表 屯中・北寨人丁の居住地と家族数

居住地	戸主名	家族数*	差地
固安縣小店村	○芦 思 讓	8人	832.0
同上	芦 思 彦	3	0.0
同上	芦 思 忠	4	0.0
煎 鹽	○代四達子	11	265.0
	○長子偏兒		30.0
北 丈 村	○尙三達子	6	450.0
同上	○薛三達子	4	30.0
同上	○尙 狗 兒	3	30.0
滑 園	○王 有 知	6	30.0
丈 房	○王 登 科	8	40.0
橫 房	○房 代 二	8	30.0
柳 房	代 復 善	5	0.0
同上	代 五 兒	2	0.0
同上	丁 白 興	8	0.0
同上	芦 俊	4	0.0
小 計	14戸	80人	1,737.0
北 寨 村	沈 丁 美	8	0.0
同上	沈 丁 禎	4	0.0
小 計	2戸	12人	0.0

*◎参照。戸主人丁名に○をつけたものは第三表の差地受領者である。

の受領した差地も、彼らの居住地であるこれらの村々にか、或はすくなくともそのすぐ近くにあったことと思われる。相憎第一圖にその概略位置を圖示しえなかつた村ばかりなのは残念だが、これらの村々は全て租地の所在地としても記録されて居り、その記され方を見れば、それが前に自分がその略位置を指示しえた村々と同様、固安縣城周邊に分布していたことは間違ないと思う。

つまり差地と租地とは性格のちが

を認めなくてはならぬが、しかもこの兩者は入り混って、固安縣城を中心に、ほぼ同じ地域に併存散在していたのだ、ということが出来る。北寨村の二戸の旗丁については、その姓名と家族数がわかるだけで、土地のことも居住地のことも知りえないが、いわゆる「屯中」人丁については、彼らは差地を與えられたばかりでなく、ことによると租地の貸付や收租の管理にも關係していたかも知れない。

五 人丁の家族構成と生計、賞得收地

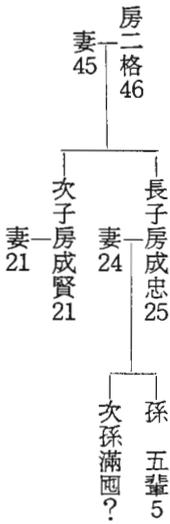
第三表の差地の分配と、第六表の家族数の大きさを比べると、随分大きな不公平がある。念のため第六表の第四欄に差地畝数を附記しておいた。自分の家族だけなら八人、分家した芦思彦・芦思忠の家まで加えて養ったとしても、一五人

にすぎぬ声思讓は八三二・〇畝の差地をもつ。一家六人の尙三達子は、戸として差地四五〇・〇畝を受けた上に、その長子尙偏兒や、その弟かと思われる尙狗兒は、また別にそれぞれ三〇・〇畝づつを與えられて、合計家族數九人で五一〇・〇畝の差地を保有している。その一方では房二格は家族數八人で三〇・〇畝、王登科も八人で四〇・〇畝、王有知は六人で三〇・〇畝しか差地を與えられて居らぬ。地味の肥瘦に相違はあつたにせよ、一方では家族數一人當り一〇〇畝近くの差地をもつ者もあれば、他方には一人當り三畝とか四畝とかいう、生存限界ぎりぎりの土地面積しか與えられなかった者もいる。それどころか横道の代姓の一家、柳灘村の丁姓の一家、四堡の芦俊の一家のように、何で生計を立てていたか分らぬが、土地を全く與えられていないものさえあるのである。清という異民族王朝の下で、建國の事業に参加した旗人、特に主權者と本來部族を同うするか、或は同うするという神話に支えられて、特權身分を認められた上、部族共同體の基本原理にかけ、平等への志向も認められていた滿洲旗丁の生計にも、入關後百餘年にしてもうはつきりと個別化や分化の傾向が讀み取られる。何分入關の直後でさえ、分與せられる土地面積そのものが、一年ごとに縮少したり、計算の基礎が變えられたりしたことから明らかなように、王朝支配開始の時すでに、人口の壓力や、土地の相對的不足や、耕作機會に對する競争がはげしい明末漢人社會の經濟條件の制約を受けていたのである。戸ごとの差地の分與額に、かなり大きな差隔が見られるのも、被受與者の身分層序の上下や、その後の得喪にもよろうが、一つには彼らの入關の時期や、土地入手の難易にもよるものであつたのだと思われる。

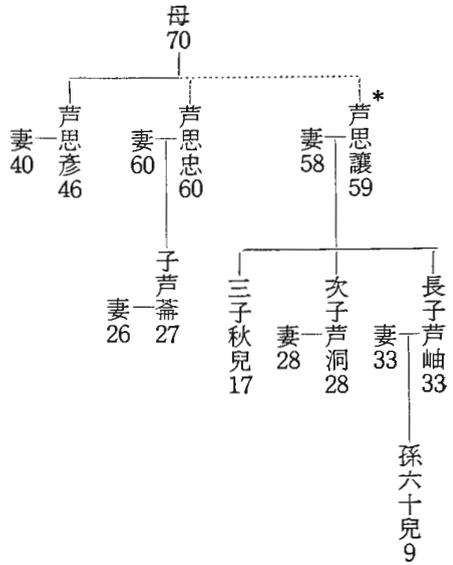
家族數と差地面積とを比べただけでも、そこに大分大きな差隔がある。しかし家族構成を考慮に入れると、話は少し細かくなるが、具象性をもっと強くなる。一等大きな固安縣小店村の声思讓一族の家族構成は次のごとくである。

「總冊」に見える芦姓の三戸の戸主、思忠・思讓・思彥は兄弟であろうと思う。すると彼らは三分枝、四世代揃つて小店村に住んでいたことになる。この家族構成に、八三二畝という差地面積の大きさを考え合せると、彼らの生計の基盤が堅確なものであつたことに、疑をもつことはできない。

又差地を全く與えられていないものの例として、柳灘村の丁白興の家を取ろう。



差地の小さい家の例として房二格の場合を取ろう。その家族構成は次のように、八人に差地三〇畝が與えられている。



*死亡を示すらしく墨圏で囲んでいる。
名の下に数字は年齢。



房の家も丁の家も、声思議の家に比べて、きわめてよく似た構成を示す。ただ一つのちがいは、声家には差地が八三二畝與えられ、房・丁二家の場合には、差地が三〇畝乃至零畝だったというだけである。そこにははっきりした、擴大しやうい貧富の懸隔がありえたことは言うまでもない。

それでも一家に壯年の男子の多い家はまだよい。北薬村の沈呈禎の家などは、父親の呈禎(四〇歳)、その妻(三七歳)、呈禎の母(六〇歳)がみな死んで、女子五丫頭年十二歳だけが残っている。女だけ残っても年の若いものはまだよい。老齡の者をどうするか。どこの農業社會でも厄介な鰥寡孤獨の問題がここでも發生する。そして賞得收地の制度は通常定例の當差(看攻のような)や、大爺の *whim* を滿す必要だけでなく、この問題に對處する制度的用意でもあったのではないかと思う。

賞得收地の一覽表を第七表に掲げる。

賞得收地は (一) 上女の人に與えられる。(二) 寡婦や老人に「吃租」して「養老」するために與えられる。又 (三) 屯の撥什庫(領催)のような公務や勤役の報償として與えられる。さらに (四) 大爺に對する個人的(家內的)なサービス(例えば賞大爺的)らしいものに與えられる。所在地點は一般に租地の分布した地域と同じである。これも一團になつてではなく、廣い地域に散在する。屯撥什庫が西里河と横道と二ヶ村にわたつて得收地を賞與され、三達子女人という者も方城と孔家庄と二ヶ村に得收地をもっているから、そしてまた被賞與者の中には老齡の女子が多いから、勿論彼らは自

第七表 賞得收地の賜與理由と租収入

所在地點	賜與理由	面積	租額	畝當租額
孔家庄	賞先得	40.0 ^畝	13.330 ^吊	0.333 ^吊
		5.0	—	—
泥窪	賞劉福養老	10.0	2.000 ^吊	0.200 ^吊
柳林	賞房四婦人自種	3.0	0.200 ^吊	0.066 ^吊
丈房	賞屯撥什庫	10.0	2.000 ^吊	0.200 ^吊
西里	賞每年上差事	10.0	—	—
北河	賞屯撥什庫	23.0	2.500 ^兩	0.103 ^兩
橫道	賞丁仁母養老	3.0	0.350 ^兩	0.116 ^兩
柳灘	賞王達子上	10.0	2.000 ^兩	0.200 ^兩
北丈	賞薛二格	4.0	0.800 ^兩	0.200 ^兩
同公	賞修七十一家上	20.0	6.333 ^吊	0.316 ^吊
方城	賞三達子女人吃租	18.0	5.400 ^吊	0.300 ^吊
孔家庄	賞三達子女人吃租	27.0	5.400 ^兩	0.200 ^兩
團亭	賞王四兒之母	3.0	1.300 ^吊	0.433 ^吊
丈房	賞大房三兒	10.0	0.666 ^吊	0.066 ^吊
團亭	賞大爺的	100.0	45.000 ^吊	0.450 ^吊
方城	賞趙媽々上	6.5	2.600 ^吊	0.400 ^吊
合計・平均	—	302.5 ^畝	88.859 ^{*吊}	0.293 ^吊 (0.308 ^兩)

* 1兩=950文の割で換算。⑬参照。

分で耕作したのではなく、出佃收租するのが通例だったのだと思う。このことは丈房河の房四婦人の場合のように、自作すればその旨「自種」と特記することからも察せられる。

そこで問題なのはここで租銭というものの意味である。第七表に示す通り、賞得收地の一畝當りの租率は、一般の旗租地よりもかなり高い。この租はこれらの被賞與者たちが、大爺の家に拂ったのか、それともこれは被賞與者の収入になって、大爺は賞賜地については租収入を斷念したのか。どっちにしても被賞與者たちが、これらの土地に田面權的な權利をもち、それをさらに出佃したことは間違いない。ただ彼らがこの租（つまり第七表の租）の收得者である場合には、彼らの下にすくなくとももう一段、

轉佃小作人が介入して、最終的に漢人農民からは、一般民地の私租額に近いものを取り立てたにちがいないと思う。

六 旗丁の家族構成、京内人口と關東人丁の生計

大爺の得分には、屯中・北寨の人丁とならんで、京内當差人口・關東人丁と「總冊」に見えるものがふくまれている。

第八表 京内・屯中・關東當差人口の男女別、年齢別、戸別構成

	京内人口			屯中北塞人丁			關東人丁		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1—15歳	14	4	18	20	2	22	19	1	20
16—50	9	12	21	28	27	55	19	23	42
51—60	2	3	5	4	6	10	7	1	8
61歳以上	1	3	4	2	2	4	2	3	5
合計	26	22	48	54	37	91	47	28	75
死没者	9	9	18	3	2	5	0	0	0
生存者	17	13	30	51	35	86	47	28	75
戸数	13	13	13	16	16	16	9	9	9
一戸當平均	1.3	1.0	2.3	3.2	2.2	5.4	5.2	3.0	8.2

に老年になるとそうである)。

一戸當りの成員數の小ささと並んで、京内人口について目立つのは、死亡を示すらしい墨圈で姓名を圍んだものの比重

る。前者は北京の、後者は東北の居住者であつて、彼らと大爺の家との間には清軍入關以前から、特別な人身的隸屬關係が維持せられたものと思われる。先づ北京の方から見よう。そこに記載されている在京當差の人口、四八人の男女別、年齢別、戸別の構成は、上の第八表のごとくである。對照の便宜をはかるために、屯中人丁・關東人丁についても、同様のデータを推算出して附記しておく。

京内人口の構成を屯中、北塞や關東人丁のそれに比べて、すぐ氣づくことの一つは、一戸當りの成員數(男一・三人、女一・〇人、計二・三人)が、人口密度の低い關東(男五・二人、女三・〇人、計八・二人)のそれより小さいのは勿論、屯中・北塞、つまり畿輔の村落に定着している者(男三・二人、女二・二人、計五・四人)に比べても、二分の一以下だということであろう。京内・屯中・關東とも女の數は男の數よりすくないが、これは特に弱年齢の女子に、記載もれが多いからであつて、實際に女童殺害その他の處置によつて、女子の數を不自然な低さに押えたなぞということではないと思う。成年男子のほとんど全部は結婚している(當り前のことだなどと言わないでほしい)。又成年以上の人口の男女比を見ても、むしろ女子の方が多い(特

が、他に比べて著しく多いことである。しかしこれは總冊の記載方式の差異にも、多少の關係があつたかも知れぬから、全部草原部族民の子孫が、都城化したことの必然的結果としての短命化とばかりは言えないかも知れない。

しかしいづれにせよ京内當差人口には、土地は全く與えられていない。彼らの多くは旗丁として國家のために（部族のためにではなく、）軍務につき、俸給化した錢糧を受領して生計を立てたものと思う。ただ京内當差人口の家族構成を見ると、軍務につこうにもつきようのない女世帯がすくなくない。第八表にも示したように、大爺xの支配下にある京内當差人口の戸数は全部で一三戸であるが、この内八戸（六二%）には壯丁がいない。しかもその家族構成も、誠に貧寒たるものである。死亡者の姓名を括弧に入れて、この八戸の成員を示すと、次のごとくである。

- (1) 一戸三口 （四十八四十六歳） 子諾莫渾九歳 （母年七十二歳） （次子未歳）
- (2) 一戸四口 （百歳年三十歳） 妻年三十三歳 （大女年十歳） 子永寧年四歳
- (3) 一戸一口 已故索住之妻年六十一歳
- (4) 一戸三口 （八五年二十三歳） （妻年二十二歳） （母年五十六歳） （子年兩歳）
- (5) 一戸一口 已故修玉之妻年五十八歳
- (6) 一戸一口 （已故胡禮之妻六十一歳）
- (7) 一戸三口 （得楞額年三十六歳） （妻年三十九歳） 子百壽十二歳
- (8) 一戸一口 房姐十八歳

どうも京内當差人口というものの家族構成を見ると、餘り強盛な力を感じない。むしろ何となく貧困や頽廢を連想させるものがあるように感ぜられる。これは自分の思いすごしではないと思う。

第九表 關東人丁の生計基礎

居住地	戸主名	家族數	差地量	差銀額	畝 當
錦州 同子 栗黄七 沙河 後同 同	金玉佩	人 6	畝 132.0	兩 3.0	兩 0.02
	金登兩	5	150.0	3.0	0.02
	王起龍	12	588.0	15.0	0.02
	王何德住	5	0.0	0.0	看 坂
	于斑地	22	0.0	0.0	0.0
	王老格	9	0.0	3.0	?
	徐進相	7	54.0	0.0	撥什庫
	徐進忠	4	144.0	3.0	0.02
	徐自芳	3	72.0	0.0	?
合 計	9 戸	73 *	1,140.0 **	27.0	0.02

* この數字と第八表の數字との差2名は「逃亡」者である。

** 1戸當りの差地面積は、126.6畝、1人當りは15.6畝。

北京の當差人口と對照的な感じを與えるのは、關東つまり東北の人丁である。これは植物生育日數も短かく、土地の生産性にも差があるとは言え、それでも肥沃な遼河の流域に、平均數で言えばかなり大きな差地を與えられている。一戸當りの成員數も多い。封禁政策の保護をうけて、彼らの生計の基礎は安定した、がっしりしたものに見える。勿論そこに問題がなかつた譯ではない。關東人丁の家族構成や差地保有關係を、一覽表に取りまとめて見ると、第九表のごとくである。

第九表の示す關東人丁をめぐる問題は、第一に差地の配分がはなはだ不平等で、かつ一部には差地を全く與えられないものがあることであろう。平均數で見てもそれは畿輔屯中のそれより小さい。畿輔屯中人丁の、一戸當り差地配分額は、一九四・一畝(第三表)であるが、關東ではそれより三〇%小さい一二六・六畝しか與えられぬ(第九表)。しかもその平均面積も、

決して現實に平等に分配されているのではなくて、差地總面積一、一四〇畝の半分以上は、ただ一戸(粟子窪の王起龍家)に獨占されている。また九戸の内三戸は、差地を全く分配されていない。しかもこの「無地」戸の内の一戸(沙河子の王老格の家)は、差地は與えられないままで、差銀は三兩ちやんと取られている。反面撥什庫として豪強だったらしい、後嶋鵠溝の徐進相の一族などでは、差地は數十畝づつ配分されながら、差銀は一厘も拂っていない。

それなのに不平等が貧富懸隔の急擴大や、貧戸の破産没落に導くような傾向は餘り明瞭に讀み取れない。差地を全く與

えられない者をふくめて、關東人丁の家は成員數も多く、子供の數も多く、生計も安定していたように感じさせるものをもっている。

その理由として注目されるのは、關東人丁に關する總冊の記事の中に、「買賣人」だとか、「官鑄匠」だとか言う、軍役や農業以外の生業従事者が見出されることである。例えば七共臺の于斑地の家は、一家二十二人が「無地・無差」で生活しているが、斑地の弟らしい于四兒の名下には、彼が官工匠であったことを記す。またこれは無地戸でなく、最大の差地保有者だが、栗子窪の王起龍家の戸主、起龍の名下には、「七十二歳、買賣人」と、彼が商業に従事したことを示す記事がある。清朝の成立以來、進んだ關内經濟との交流が緊密化して、東北特に遼東の地帯は、今までおかれていただけに一層急激な發展の機會に恵まれたことと思われる。差地の保有や經營もだが、それ以外にも經濟的な機會は多く、彼らは京師に入った同僚の旗丁たちのように、窮迫没落の路を辿る代りに、東北地方で在郷の地主になったり、商賈を兼ねて繁榮したりするものがあつたのではないかと思う。

勿論關東人丁の中にも、そのような現狀に甘んじないものがありえたであろう。「總冊」の關東人丁の連名の中に、逃亡だの逃走だのと註記されたものを見出されることは、これを示唆している。例えば後嶋藹溝の徐進忠の戸には

徐進忠年五十八歳 妻年四十八歳 徐進孝年五十六歳 妻年三十九歳 徐進學年五十二歳逃走 妻年三十四歳逃走 一戸四口
地二十四日 差銀三兩

とあつて、徐進忠の弟らしい徐進學とその妻とは「逃走」し、従つて一戸の口數からもはぶかれていることが分る。徐進忠は前にもふれた撥什庫の徐進相の一族で、この地の小土豪である。差地二四日(垧)は一四四畝に當り、平均よりも大きい。徐進學夫妻の逃走は、生計の破綻による流離ではありえない。恐らく家庭内の事情もからんであるうが、むしろ

新らしい機會や活動の分野への憧憬や野心がその主動機だったのであるまいか。旗地や旗丁の制度が内容的に形骸化し、やがて實質的に崩壊してゆく経路には、よく言われる彼らの無産者化とならんで、ブルジョア化というのは言いすぎかも知れぬが、「自由」な漢人社會の市場經濟への参加も、考えられてよいのではあるまいか。

七 結 語

紙幅が無くなってしまったが、この小稿では自分は自分が今まで扱ったよりも、低い階層の滿洲貴族の、旗産・人丁構成の様々な側面を跡づけることによって、旗人社會の實情を摸索する試みをしたつもりである。同時に異民族王朝創始期にしばしば見られる、中國土地制度封建化の企てが、この場合どの程度まで實効的であったか、どの程度までしか實効的でありえなかったかをも、手さぐりして見ようとした。自分は最近民地の地主小作人制でなく、公産官地の制度を調べて見たいと思っているのです、この小稿の調査結果も、いづれも少し廣いわくぐみの中で、視直す機會があるかと思う。それにつけても大方のきびしい叱正を戴きたい。

なおこの史料を最初蒐められたのは故仁井田陞博士だという。改めて追悼の意を表する。また大分勝手なことを言っておつて御厄介をかけた東洋學センターの司書の方々にもお禮を申上る(一九七〇・八・二八)。

註

- ① 拙稿「旗地の取租冊檔および差銀冊檔について」、東洋學報、四五卷(一九六二年)二號、三九一七〇頁、三號、三九一六一頁。

- ② 拙稿「清の内務府莊園—内務府造送皇產地畝冊という史料について」、一橋大學研究年報「經濟學研究」、二二(一九六七年)、

一一一九頁。

- ③ 東京大學東洋文化研究所藏。横二四センチ、縦三三・五センチほどの生紙、表紙裏表紙を別にして一七葉を綴ぢ、各葉の表裏に墨縦書した手書本一冊。表紙には中央にやや大字で、「乾隆三十五年二月 日立」と書き、左側によせてそれよりも細字で、「大爺得分屯中差租地畝京内屯中北塞關東等處人丁地畝總冊」

と題している。この史料を読み、ノートを取らせてもらったのは一九六七年のことだったが、その後何も書けずにいる内にたちまち三年経ってしまった。

④ 前掲拙稿「清の内務府皇産」、一九頁、二四頁、五一―五二頁、八三―八四頁参照。

⑤ 前掲拙稿「旗地の取租冊檔および差銀冊檔について」、東洋學報、四五卷二號、五五頁、五六―五七頁参照。

⑥ 文書史料の場合には、記事の内容を理解するためにも、記載の體裁は重要だと思ふから、次に半丁分(一丁a)の記事を例示しておく。列記の後に共計欄があつて地目その他を明らかにしている。

「代四達地 二頃六十五畝 差銀三十兩

芦思讓地 八頃三十二畝 差錢一百一十吊

尙三達子地四頃五十畝 差銀八十兩

王有知地 四頃五十畝 差銀六兩

⑦ 註⑥前段と同じ。この半丁分は二丁a。

「張化地 二頃二十畝 租錢二十九吊三百文

柳源地 五十三畝 租錢七吊六百六十文

西里河地 八畝 租錢二吊

嚮各庄地 三十三畝 租錢七吊三百文

白村地 十八畝 游沙無租

⑧ 註⑥前段と同じ。六丁bの記事。

「孔家庄地 四十畝 賞先得 租錢十三吊三百三十文

泥窪地 五畝 坟上 租錢二吊

柳林庄地 十畝 賞劉福養老 租錢二吊

丈房河地 三畝 賞房四女人自種 租錢二百文
北寨村地 十畝 每年上差事
右同斷。八丁a。

⑨ 「太子務 房四間 租錢一吊
公由・白庄窠一段 租錢四百文

陶口 房七間 租錢一吊七百文
公由 房十間 租錢四吊

方城 房四間半 租錢一吊
柳源 房一間 租錢一吊

⑩ 以上共土房二十六間半白庄窠一段共得租錢玖吊一百文」
註⑥と同じ。八丁b。傍線の人名を墨圈で圍む。死亡者であらう。「京内當差人口

一戸三口 四十八年四十六歲 子諾莫渾年九歲
母年七十二歲 次子未歲

一戸五口 妻餘年二十五歲 妻年二十五歲
母年五十三歲 妹子年十九歲

一戸五口 女年十六歲 次女年十一歲
汪大頭四十六歲 妻年四十七歲

子住兒年二十四歲 妻年二十三歲
女年五歲 次子老兒年三歲
孫年兩歲

⑪ 右に同じ。一〇丁a。

「屯中人丁固安縣小店村
一戸八口 芦思讓年五十九歲 妻年五十八歲
長子芦岫年三十三歲 妻年三十歲

次子芦峯年二十八歳 妻年二十八歳
三子秋兒年十七歳 孫子六十兒年九歳芦岫之子
一戸三口 芦思彦年四十六歳 妻年四十歳
母年七十歳

⑬ 北寨村人丁記事の體裁註⑩に同じ。
註六前段と同じ。

「關東人丁 錦州

金玉佩年五十五歳 妻五十歳

長子鈺三年二十歳 妻年十六歳

次子鈺四年十六歳 三子鈺五年十二歳

一戸六口 地二十二日 差銀三兩

庄頭金登兩年四十一歳 妻年四十六歳

長子六十六年十一歳 次子六十八年八歳

第五達子年三十八歳

一戸五口 地二十五日 差銀三兩

⑭ 史料「總冊」に載っている個々の地片面積を集計して作った。總冊に載っているそれぞれの地目の共計額（誤りがある）とは必ずしも符合しない。なお關東人丁地について、一日つまり一天地は六畝として換算しておく。

⑮ この第二表の租地面積合計五、五六二・五畝、賞得收地面積合計二八七・五畝は、第一表のそれ、五、五八〇・五畝および三〇二・五畝と合わない。これはいづれも無租地が一八・〇畝および一五・〇畝あるからである。第一表はこれをふくみ、第二表はふくまぬ。

⑯ 陳昭南「雍正乾隆年間的銀錢比價變動（一七三三—一七五五）」

民國五五、臺北、九頁。そこでは北京一帯の銀一兩當り制錢額は、乾隆三三年から三八年まで、九五〇文内外と推定せられている。又彭信威「中國貨幣史」、一九五四、上海、下、五三〇頁は、乾隆四十年—四十一年の京師の銀錢比價を、一兩〓九五五文としている。

⑰ 銀一兩〓錢九五〇文として換算した。

⑱ 前掲拙稿「旗地の取租冊檔および差銀冊檔について」、下、四五、四九頁。

⑲ 彭信威、前掲書、五三一頁に載せる一七六一—一七七〇年の米價は、一石當り一、五一五文、同書五四二頁の一七五一—一八〇〇年の米價は、一石につき一、六二六文である。

⑳ 北部中國のこの頃の小作料の高さについては、「中國近代農業史資料」、第一輯、（一九五七、北京）の七一頁に、康熙五五年の直隸滄州のこととして、租米一畝當り一石四斗の例が見える。なお同書七三頁は、嘉慶の直隸の租額として、〇・五石に満たぬものを掲げているが、これには旗租が混入しているおそれがある。

㉑ 「總冊」の四丁a。

㉒ 前掲拙稿「旗地の取租冊檔および差銀冊檔について」、下、三三—三三三頁。

㉓ 史料「總冊」六丁a。

㉔ 「總冊」の租地の記載の中に、一地片だけ所在の不明な分がある、五丁bに「五三養老地三畝 租銀三錢」と見えるものがそれで、これは當然賞得收地の欄に移すべきものが紛れこんだのだと思う。

㉔ 地圖は「中國本土地圖目錄」、昭和四二、東京、の九三頁以下に載せる北京陸軍測量局等繪成の北京近傍二萬五千分の一圖、特にその榆堡鎮・固安縣・柳原鎮・馬庄・大彭村・宮村・長安城・馬頭鎮・石家堡等が役に立った。方志は特に咸豐固安縣志の圖が有用だった。

㉕ この家族数は「總冊」に名、又は女、妹、孫未歲などに見える人員全部の合計を擧げている。

東洋史研究叢刊

第二二 宋代科擧制度研究

附狀元等表
荒木 敏一著

第二一 中國史研究

第一
本文四九四頁
定價三八〇〇圓

第二一 中國史研究

第一
佐伯 富著

第二十 隋唐史研究

本文六八〇頁
— 唐朝政權の形成
布目 潮瀨著
定價二八〇〇圓

第十九 中國古代の家族と國家

本文四九四頁
守屋美都雄著
定價三三〇〇圓

第十八 中國政治制度の研究

本文六五一頁
山本 隆義著
定價三三〇〇圓

第十七 中國經濟史研究

本文五三七頁
— 均田制度篇
西村 元祐著
定價四八〇〇圓

右書御希望の方は本會までお申込み下さい。

京都市左京區吉田本町

京都大學文學部内

東洋史研究会

振替京都三七二八番